

2019年6月7日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行
代表者名 代表取締役社長 工藤 英之
(コード番号 : 8303 東証第一部)

第19期定時株主総会、第3号議案（株主提案）に関する 取締役会意見の補足説明

第19期定時株主総会に提案された第3号議案（株主提案）に関して、株主の皆さまからお問い合わせいただいておりますので、取締役会意見につきまして以下の通り補足説明をさせていただきます。

当行は公的資金注入行であることもあり、金融庁の検査・監督基本方針も踏まえ、金融庁と継続的に対話をを行い経営上の諸問題に関し議論を深めているところです。以下に記載する内容は、このような経緯の中で当行として理解する金融庁の考え方を踏まえたものと考えております。

記

1. 経営健全化計画の目的

経営健全化計画の目的は、公的資金注入行が、充分な金融仲介機能を発揮し顧客価値を創出できる、安定的かつ成長性のある持続可能なビジネスモデルを構築することにより、着実に返済原資を蓄積し、公的資金の返済に向けた道筋を確たるものとすることにあります。

2. 経営健全化計画の策定および金融庁との対話について

経営健全化計画は、ビジネスモデルの安定性・成長性、財務の健全性、生産性の向上、返済原資の確保を前提とした資本政策など、公的資金注入行として求められる経営の在り方について、金融庁と充分に協議を重ねた上で提出されています。

当行が提出した経営健全化計画は、当行の国に対するいわば「約束」であり、計画を達成できなかった場合や記載された方針に反した施策を執行した場合は行政処分の対象となる可能性があります。

なお、こうした協議を含む金融庁との対話は、金融庁の検査・監督基本方針に示されている通り、経営健全化計画の策定時のみならず、日常的に行われるものであり、当行の経営状況などに加え、お客さまや株主・投資家の皆さまからのご意見や期待もそこで共有させていただいております。

3. 本議案との関係

当行の理解する金融庁の考え方を踏まえると、早期健全化法の趣旨および、早期健全化法に基づき金融庁と充分な協議を経て策定された経営健全化計画を理解し尊重することが、公的資金注入行である当行の取締役候補者の適格性を判断する上で重要な要素であると考えられます。

以 上

お問い合わせ先
新生銀行 グループIR・広報部
幡野、風間、紀
Tel. 03-6880-8303